

と う 闘 華

発行:ユニオン東京合同

発行人:三角 忠

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ホームページ http://www.union-tg.org/utg/

郵便振替 00110-8-120661

再発防止の為に誠実対応命令の必要性を認める！

中労委命令取消行政訴訟控訴審判決で使用者敗訴

手をつなぐ育成会（使用者）またもや敗訴

2017年4月26日、手をつなぐ育成会事件の中労委命令取消行政訴訟控訴審判決があった。中労委命令とは、手をつなぐ育成会との団体交渉に対して都労委命令を維持して、さらに「組合員の労働条件について、不当労働行為と認定された第8回団体交渉のものと同種または類似の不当労働行為を繰り返すおそれが多分に存在すると言えるから、本件においては、そのような不当労働行為が発生することを防止する救済命令を発する。」と、このように、手をつなぐ育成会の不当労働行為の再発防止の必要性を認定し、地裁の中労委命令取消行政訴訟判決も全面的に認めていた。

判決内容は、地裁判決に続き高裁も、手をつなぐ育成会の不当労働行為の再発防止の誠実対応命令の必要性を認め、手をつなぐ育成会の控訴を棄却した。

不当労働行為の再発防止必要性の認定を維持

控訴審判決文は、第8回団交以後に、団交が開催されていたとしても、使用者が第20回、第21回団交の組合の態度を問題視して、謝罪・反省・再発防止の誓約が無ければ以後の団交を行わないとしたことは団交拒否に当たるとし、さらに現在の、解雇事件に関連して、2014年3月以降に手をつなぐ育成会（使用者）が、組合の団交議題を無視して、手をつなぐ育成会（使用者）に都合のいい「法人解散に伴う雇用解消問題」に議題を制限したことは、「議題を限定した」と評価を受けることは当然である、とした。

「将来の団体交渉において、不誠実な対応に及ぶ懸念があり、救済内容として上記の程度の内容とする必要性・合理性は認められるというべきである。」(判決文4ページ)

中労委命令・地裁判決で、重要だったことは、特定の議題に対して誠実団交応諾を命じるまでの必要がないと判断したのは、「I元事務局長（当時）が自発的に退職の道を選び、労働審判を申し立て調停成立に至ったことや、全日本育成会が現在清算中であることを踏まえての判断であって、それらは補助参加人〔組合〕との関係において、全日本育成会が歩み寄ったとは言い難い事情であるから、直ちに将来の不当労働行為防止の必要性が存在しないとか、解消したといえる関係にないことも明らかである。」として、不当労働行為の再発防止の誠実対応命令の必要性を認めている。手をつなぐ育成会が、組合に対して態度を一切変えてないことを指摘しているのであり、命令は手をつなぐ育成会に態度を変えるように促すものであったが、今回の高裁判決もそれを踏襲するものとなった。

命令の効力は承継により全国育成会連合会へ

そして、一方現在の解雇の裁判の進行と合わせて、この命令を見ると、3月8日の人証調べにおいて、全日本育成会の当事者である三上正浩清算人は「法人格が違って、同一団体」という当事者の認識を示し、全国育成会連合会久保厚子会長（元理事長）は、法人格は違うが事業を「看板を掛け替え」たように、手をつなぐ育成会から、全国育成会連合会へ事業を移行させていた。創設以来の育成会の歴史と実績を、育成会連合会の歴史と実績とする久保会長らの被告両会の当事者の認識からすれば、誠実対応命令も、育成会連合会が受けたものとして認識してしかるべきなのであった。組合は、使用者の「解散」「清算」という口実での逃げ道を許すことなく、解雇撤回を求める団交開催の実現に向けて歩を進めている。

◆◆手をつなぐ育成会分会◆◆

1. 団体交渉

手をつなぐ育成会との団体交渉は、2009年8月20日の第21回団交以降、使用者側が組合の態度を問題視して、組合が謝罪、反省、誓約をしなければ団交の応諾をしないとして、2017年に至るも約7年半団交を開催されていない。

2015年10月に中労委は手をつなぐ育成会に対して、不当労働行為の再発防止を認定した誠実対応命令を発したことに對し、手をつなぐ育成会が命令に従わない姿勢を示してきたが、中労委命令取消訴訟控訴審も、本紙1ページにあるように、見事に「理由がない」として棄却となった。

手をつなぐ育成会という使用者とその代理人は、このように誠実対応命令の中身を理解しようとしないうまま、一方で組合の2017年2月4日付団交開催要求書への、2月16日付回答書では、団交議題の条件付きであるが「団交を応諾する」との回答したのであった。組合はその回答書に対して、育成会が誠実対応するのか、どうか疑問があったので以下のような文書をやり取りしたが、応答に時間がかかるばかりで、1歩も前に進まないの、手をつなぐ育成会が、回答書の送り先となる窓口を示してきたので、組合も窓口を決めて、団交開催に向けて事務連絡を進めることとした。

	文書名	主な内容
組合	2月4日 団交開催要求書	被申立人全日本育成会は、中労委命令の誠実対応命令、また全日本育成会が訴えた中労委命令の取り消し訴訟の判決でも命令を取消す必要はないとする内容を受け入れ、団交に一方的に条件を付して、議題を勝手に制限することなく、申立人の団交要求に応諾するように要求した。
法人	2月16日 回答書	申立人の出している議題を限定的に制限したうえで、団交に応諾する意向を表明するとしたが、団交日については「追って候補日を連絡する」とした。
組合	2月20日 求釈明書	2月16日付回答書に対して、意味・意図が不明な箇所について、被申立人全日本育成会に対し釈明を求めた。
組合	3月16日 「団交開催候補日の連絡」督促書	2月16日付回答書で、「追って候補日を連絡する」と記載しながら、約1か月経過した2017年3月15日になっても連絡がないため、「団交候補日の連絡」を督促した。
法人	3月23日 回答書	2月20日付求釈明書及び3月16日付「団交開催候補日の連絡」督促書に対して、部分的に限定して回答した。
組合	3月28日 再求釈明書	3月23日付回答書では、申立人の求めたことへ、釈明されていないので再度釈明を求めた。

2. 団交開催を促進するための労使の窓口の事務連絡をスタートした

2017年3月30日から、組合は使用者側の団交窓口：三上清算人に事務連絡を開始した。FAXで連絡して、受け取ったら、受領のFAX返信をお願いしたところvol.3までは受領返信をしたものの、三上清算人とは、3月8日の人証調べで「我々は、看板掛け替えと皆認識していた」として、これまでの使用者側の主張を見事にちゃぶ台返しをした人だが、4月12日に本人調書を受け取って、ようやく自分の証言の意味を理解したものか、4月14日に「育苗の温度管理」と

いう多忙さを理由にした言い訳めいたFAXを最後に、FAXの受領確認でさえvol.4以降は返送されなくなった。そして、組合には何の連絡もなく、4月18日、手をつなぐ育成会は都労委に、あっせん事項に「団交促進」とする、あっせん申請を行った。

以上の流れであるので、あっせん申請するまでもなく遅滞させている事務連絡を使用者側が促進すればよいものを、突然の使用者側からのあっせん申請には組合は噴き出したが、これが誠実対応命令に従っているのか、どうか、中労委命令取消訴訟控訴審棄却に対して、最高裁に上告するか、どうかの判断を見極めて

都労委も判断されるようにという、団交促進のあっせんを進めるための意見書を4月30日付で都労委に提出した。

3. 4月25日 都労委 調査

組合は、4月17日に、裁判での人証調べの内容も含めて、これまでの主張を整理して、準備書面(14)を提出した。

調査では、3月8日の証言の内容から、使用者側当事者は、「法人格は違うが同一団体」という認識であったこと、そして事業も途切れることなく、そのまま続けていたことが明らかになったことを具体的に説明した。また、全日本育成会と全国育成会連合会の両会の関係については、2014年2月から「新団体」の設立準備を開始し、3月20日の理事会・評議員会という機関で、社会福祉事業の廃止を決議し、社会福祉法人格の変更後の具体的なあり方、労働者は解雇することや、全日本育成会の三役が、事実上、全国育成会連合会の三役を兼任することを決定した。この決義したことは外部や職員にも伝えたが、決定の内容については隠蔽されたことを報告した。

また、この間の団交促進の事務連絡と手をつなぐ育成会のあっせん申請についても報告した。

そして、本件の不当労働行為事件としては、全国育成会連合会の責任が重大になってきたことを説明した。今後の進行は、次回までに手をつなぐ育成会両会が、組合の準備書面(14)への認否・反論などを提出することになった。

調査の最後に次回の日程調整を、いつも使用者側と組合側と審査委員の3者で行うが、手をつなぐ育成会側の「補佐人」であるこれまで皆勤賞の三上正浩清算人は姿を現さなかった。やはり、真実を証言してしまったことへの周囲(同席者)の冷酷な視線に耐えられないのだろうか。

4. 解雇無効・地位確認裁判

裁判闘争3年間の総まとめの最終準備書面を5月8日提出。ハイライトは育成会側2名当事者の証言。(4面参照)

2014年の育成会分会の事務所閉鎖、労働者全員解雇攻撃から3年。この裁判の最終準備書面の作成は、これまで積み上げてきた事実と、また被告両会の主張を覆すような、3月8日の被告両会の当事者の証言から重要なポイントと、具体的な被告両会の関係、この

解雇が無効である法的な主張をまとめた。

3月8日の人証調べでは三上清算人の冒頭の「第21回団体交渉に出席していない事実」という原告側からの指摘を前に、三上清算人本人が、第21回団交に出席していないことを訂正する場面もあり、そして、育成会両会の事業の「看板を掛け替え」とような事業のつながりや、両会の関係について「看板を掛け替えた」「冠がなくなった」と証言した。そしてこれらの事実から解雇の有効性、地位の確認は判断されるべきである。原告は5月8日に最終準備書面を提出した。

5月19日に、解雇無効地位確認裁判は結審する。

◆◆ブリタニカ分会◆◆

4月の行動は19日の水曜日にブリタニカ・ジャパン社前の情宣・団交要求行動を行った。これまでよりも日差しを暖かく感じるという日和のなか、結集した支援の人たちと共にビラを配布し、ブリタニカの不当労働行為を広く訴えるマイク情宣を行った。普段から人通りの少ない社前だが、昼休み時間帯なので、それなりに人の往来がある。ビラのはけはあまりよくない。

これまで16年にわたり繰り返し訴えてきたブリタニカの大量不当解雇の実態、数々の不当労働行為の実態をこの日も広く訴えた。

団交要求行動は、執行委員長・当該と支援の労働者の3名で行った。インタホンで来意を告げ、小槌社長の面会を求めたが、これまで通りの「不在」。労務担当の原尻氏も「不在」の返事。正面入り口ドアは、この日は鍵がかかっていた。団交要求書を受け取りに出てくるのはいつもの女性事務員である。必ず返事をするよう伝言を依頼し、支援者も返事をするのは最低の礼儀であると言葉を尽くしてくれた。女性事務員の対応はとても丁寧で、素直に我々の要求を聞き取り、団交要求書を受け取る。しかし会社側からの返事は相変わらず全く無い。「関係ない」と開き直っているのである。争議団の一番の課題は、使用者性の追求にあるが、労働委員会、裁判所はもはや労働者の味方ではない。むしろ使用者側に立ち、労働者に敵対しているともいえる現状だ。私たちに残された闘い方は、労働者同士が横のつながりを広げ、闘いの輪を広げ、現場闘争を強固なものにつくり上げていく中にこそあると思う。今後も粘り強く闘いを進めていこう。

最後にブリタニカ・ジャパンに対し、シュプレヒコールをあげて情宣行動を終えた。

手をつなぐ育成会事件：解雇無効地位確認裁判 3月8日の人証調べで驚きの衝撃的証言が飛び出した

使用者側の証言で、社会福祉法人格の「返上」の機を悪用し、労働者・労働組合を排除するために、「全日本手をつなぐ育成会」（以下、全日本育成会、とする）から「全国手をつなぐ育成会連合会」（以下、全国育成会連合会、とする）への「看板の掛け替え」という「偽装解散劇」であったこと。ところが事業は、被告両会間で連続的・継続的に実施されていたことは、青天白日の下のものとなった。

賛助会員システムの承継を明らかにした久保証言

承継された事業のなかで、賛助会員（「手をつなぐ」誌の購読個人会員）のシステムがどのように承継されたかは久保厚子証言で明らかになった。

2014年4月の葉書『「手をつなぐ」の更新について（お知らせ）」は、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 理事長久保厚子」を発信元として、個人賛助会員に対し発送された。この葉書に「当会は5月末日に社会福祉法人を解散し、新団体を設立することになりました」と書いてあり、その趣旨を引き継いで賛助会員に送付されたのが、7月1日付「新たな団体による機関誌『手をつなぐ』のお手続きについて」であったが、その冒頭に「過日、葉書きでお知らせしました新団体による機関誌『手をつなぐ』の発行の見通しが立ちました」と書いてあることから、全日本育成会から全国育成会連合会へ連続・承継した関係が明らかである。つまり「看板の掛け替え」といわれている関係である。

この葉書には、会費について「次号発行にあわせて新団体のご案内と今年度会費振り込みのご案内を差し上げる予定です」と書いている点について、尋問で尋ねられた久保会長は、「新たな団体の26年度の会費」と答えた。2014年度の会費を（自らの設立する）「新たな団体」へ振り込むように促していたもので、（全国育成会連合会への）「振り込め」指示（ないし誘導）なのである。

事業所協議会の承継を明らかにした三上証言

職員には事務所閉鎖・全員解雇を吹聴していた時期である、2014年3月10日の全日本育成会の事業所協議会運営委員会で、手をつなぐ育成会の社会福祉法人格の喪失などは議論にもならず、2014年度事業計画・予算を立てて、それが全国育成会連合会の事業所協議会の2014年度事業計画・予算となったということ。三上証言では、両会の関係について「看板が入れ替わっただけというふうに、当時我々としては皆認識してましたから」ということであった。

全日本育成会本体と「両輪の関係」をなしていた全日本育成会事業所協議会の運営委員の任期は2013年6月～2015年6月までとなっていたが、全国育成会連合会の事業所協議会においても、運営委員と任期はそのままの役員になっている。全日本育成会の事業所協議会が、2014年度も被告全国連合会の事業所協議会としてそのまま運営を継続したのである。

また、全日本育成会は、2014年10月3日の解散認可が下りたのち、全日本育成会の会計を担当していた元職員が手続きを行い、残余財産から全国育成会連合会の事業所協議会事務局となっている岩手県手をつなぐ育成会へ事業所協議会に関するお金を送金した、と明確な金員の移動の証言をした。

なお、上記以外にも、久保・三上証言から両会の間は、業務や財産の混同が顕著であることがわかってきた。また両会は法人格の違いを利用して、「別団体だから雇用の責任はない」と主張し、法の適用を回避するための「法人格の濫用」も認められる。原告は、これらが法人格の違いを悪用した、法的な責任の遮断であるので、これを許さない「法人格否認の法理」によって対処されるべきであることを主張した。

◆UTG 活動報告◆

共謀罪強行成立絶対阻止！

すでに、「闘華」2017年4月号で共謀罪法案の危険な中身を具体的に例示してきましたが、首相不在のまま閣議決定したテロ等準備罪＝共謀罪法案は、今村復興相の暴言・辞任により、当初の「30日間審議で成立」としてきた安倍政権の強行成立プランに陰りが見えてきた。しかし、一部に会期延長という声も出てはいるが、あくまで通常国会会期中の強行成立の姿勢は崩していない。衆議院法務委員会は、火・水・金開催だが、いま目前の5月17日、法務委員会採決一同日本会議採決を狙っている。

だが、沸きあがる共謀罪反対の声は、日増しに高くなっている。4月23日の「一億三千万人の共謀の日」の一環として行われた「共謀罪に反対する百人委員会」主催の秋葉原駅頭でのシール投票では、共謀罪反対が過半数、あとの半分ずつが、「賛成」「わからない」になっている。しかし、まったく予断は許されない。本来ならば、野党が共同して「審議拒否」をしなければならぬ極悪の「治安維持法」であるにもかかわらず、自民、民進の国対委員長会談では、審議入りそのものを拒否する原則的対決がない。

連休前、法務委員長は参考人質疑を無理矢理入れたが、5名中4名が反対ないしは慎重審議、賛成は極悪の大学教授。その中で、「保守」の論客を自他ともに認める漫画家小林よしのりが、「表現の自由を委縮させる」と、堂々(?)たる反対論をぶち上げた。「原発はやばい、核兵器は安全」と大真面目に熱弁(?)をふるう小林よしのりらしからぬ反対論だから面白い。本人曰く「わしが話している時に自民党の一部にうなずくやつがいた」と新聞にコメントを寄せている。立派な「共謀罪」の成立だ。

「テロ対策」「オリンピック」を錦の御旗に、それはたんなる口実に過ぎない。当の責任大臣である金田法相が、あまりに出鱈目だ。法案提出前には、「成案が出てから説明する」と言っておまかしてきたが、「いざ本番」成案議論になっても、まったく質問に答えられない。しかし、たまりかねて繰り出されたのが、法務委員会が金田の代わりに林刑事局長を指名。問題の本質にほど遠い手続き論と、相も変らぬ「一般人は対象にならない」の繰り返し。すでに、「一般の団体がその性格を一変させれば対象となる」が正式答弁で出ているにもかかわらず、だ。

出鱈目極まる自民党のゴマカシ答弁。弱腰の野党。このままじゃ、シール投票でかなりの人が「わからない」と正直に吐露しているとおり、何がなんだかわからないまま。強行成立してしまう危険性が高い。

だが、徐々に闘いの息吹が全国から伝わってくる。組合が参加した4月23日、シール投票後の全国集約集会では、スカイプも駆使して北海道、大阪、福岡、沖縄石垣島からも「全国一斉共謀の日」の行動が紹介された。中でも大阪では、関西生コンのコンクリートミキサー車が、「共謀罪反対」の横断幕をくくりつけて280台が目抜き通りを大宣伝行動したと報告された。石垣島では、2006年、3度目廃案のたしかな原動力となったザキさんの「ヘンな共謀罪」が画面に再登場。

労働弁護団も「労働組合が最も対象になる」と訴え、刑法学者も大多数が反対声明。表現に関わるジャーナリストも、今、起ち上がりは始めている。

首相安倍に「奢れるものは久しからず」を思い知らせてやる大衆的闘いが待たなしに求められている。労働組合は共謀が生命だ。「団結強化は共謀から」を合言葉に、組合としても国会行動に起ち上がる決意だ。

大衆的運動の強化、国会前闘争一院内集会、目に見える闘いで「わからない」労働者に「テロ防止」にもならず。国際組織犯罪条約（マフィア対策）批准のため、という口実も、このような共謀罪を導入している国はほとんどない。わかりやすく訴えよう。小さな合同労組でも、東京にいる我々が「地の利」を活かして共謀をさらに押し広げ、共謀罪国会成立を絶対阻止しよう。(M)

【短信・単身・丹心】：見解と改憲が安倍こべ

安倍は日本会議（籠池は大阪の幹部とか）の集会に2020年には改憲を行うビデオメッセージを送った。安倍は閣議決定で集団的自衛権の行使を可能にした時には、平気で明白な憲法違反であるにもかかわらず強引に解釈改憲を押し切ったのであるが、既に政府見解は合憲であるという自衛隊のために改憲が必要だとする安倍の論理は矛盾し破綻している。安倍が今国会で成立させようとしている共謀罪の対象犯罪には「組織的威力業務妨害罪」などというものであり、沖縄のオスプレイパッド建設のための土砂搬入を阻止する活動が共謀罪の対象になりうることを法務大臣は否定していない。

これらを強引に進めようとする安倍を倒し阻止するため、国会前に Going だ。

◆◆ ユニオン東京合同のお知らせ ◆◆

共謀罪衆院採決阻止！

国会前行動

■日時：5月12日（金）8：30～18：00

■場所：衆院第二議員会館前

■主催：破防法・組対法に反対する共同行動

集会/終焉に向かう原子力(18)
安倍政権はなぜ原発にしがみつくの？

■日時：5月14日（日） 18：00～21：00

■場所：文京区民センター2A会議室

■講師：アーサー・ピナード、小出裕章

■主催：終焉に向かう原子力実行委員会

■会費：千円

戦争と共謀罪に反対する大集会
共謀罪-治安維持法 多喜二の時代から見えてくるもの

■日時：5月19日（金）18：30～

■場所：弁護士会館2階クレオ

■講演：荻野富士夫（小樽商科大学教授）

■主催：憲法と人権の日弁連を目指す会、他

憲法記念シンポジウム

憲法施行70年目の立憲主義

■日時：5月27日（土） 13:00～17:00

■場所：弁護士会館2階クレオ

■講演：石川健治（東京大学法学部教授）

リレートーク

憲法前文朗読-加藤剛（俳優）

パネルディスカッション： 上野千鶴子、石田憲

■主催：日本弁護士連合会、東京弁護士会、

第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

国鉄闘争6・11全国集会

戦争と民営化に反対する新たな闘いへ！

■日時：6月11日（日）13：00～

■場所：江戸川区総合文化センター大ホール

■主催：国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回

闘争を支援する全国運動

組合活動日誌			
月	日	曜	活動内容
4	12	水	「働き方改革」弾劾！厚労省前抗議情宣12～13時
	19	水	ブリタニカ社前情宣
	20	木	南部春季統一行動ス労自主品川集会、ふじせ学研前情宣
	23	日	1億三千万人共謀の日集会
	25	火	育成会分会都労委調査
	26	水	育成会分会中労委命令取消訴訟判決
5	3	水	平和と命と人権を！5・3憲法集会 正午有明防災公園
	8	月	定期執行委員会
スケジュール			
月	日	曜	活動内容
5	10	水	ブリタニカ分会会議
	12	金	憲法学習会「アメリカの軍産複合体の正体」14時～16時半文京区男女平等センター1階研修室B 共謀罪衆院採決阻止！国会前全日行動 ★
	13	土	「衆院法務委員会で何が起きているのか」討論会 18時～21時 文京区民センター3B会議室 500円
	14	日	集会・安倍政権はなぜ原発にしがみつくの？ ★
	16	火	共謀罪衆院採決阻止日比谷野音集会・銀座デモ18時
	17	水	解雇自由化・8時間労働制解体阻止！厚労省前情宣12時
	18	木	阿佐ヶ谷市民講座「トランプ登場後の世界」18:30 劇団展望
	19	金	戦争と共謀罪に反対する大集会 ★ 手をつなぐ育成会解雇無効地位確認裁判 結審
	23	火	5・23狭山集会 19:00～全水道会館大会議室 共謀罪廃案！院内集会18時～参議院議員会館講堂
	24	水	医療観察法廃止・厚労省交渉 13:30～14:30 厚労省1階共用第5会議室
	27	土	憲法記念シンポジウム ★
	28	日	1億三千万人共謀の日13時～16時新宿東口アルタ前
	6	4	日
10		土	止めよう！辺野古埋立て、共謀罪法案は廃案に6・10 国会包囲網 14:00～15:30 国会周辺
11		日	国鉄闘争全国集会 ★

★印は左に詳細情報があります。